

環境影響評価方法書の縦覧
 (仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧を行います。
 ※環境影響評価方法書とは、どの項目を、どのように調査・予測・評価を行うか計画を示した図書のことです。方法書に対して環境保全の見地からの意見を提出できます。
縦覧期間 3日(水)～3月8日(月)の平日9時～17時。図書館は休館日除く
縦覧場所 環境保全課(市役所3階)、市民図書館(花川北7・1)
そのほか 説明会は新型コロナウィルスの感染状況を踏まえて検討中です。方針が決まり次第、

計画段階環境配慮書の縦覧
 (仮称)北海道石狩湾洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧を行います。
 ※計画段階環境配慮書とは、事業者が事業の位置や規模などの検討段階で、環境保全のために適正な配慮をしなければならぬ事項を検討し、その結果をまとめた図書のこと
縦覧期間 26日(金)～3月29日(月)の平日9時～17時。図書館は休館日除く
縦覧場所 環境保全課(市役所

市の相談窓口

人権相談
 16(火) 13時30分～16時(受付15時30分まで)
 りんくる
 広聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談
 3(水)・17(水) 13時30分～15時30分
 ※相談日前日までに電話申込、各4組(申込順)
 広聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談
 2(火)・9(火)・16(火) 10時～15時 市役所1階
 18(木) 10時～15時 花川南コミセン
 北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区
 広聴・市民生活課 ☎72・3227

子ども・ひとり親相談
 平日 9時～16時 子ども相談センター ☎72・3195

住民よろず相談
 火曜 13時～16時(受付15時まで)
 りんくる2階福祉団体活動室 ☎72・8220
 毎月第3木曜 13時～16時(受付15時まで)
 厚田保健センター ☎78・2521
 高齢者生活福祉センター ☎79・5050

ジョブガイドいしかり
 平日 9時30分～17時
 就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)
 月・水・木曜 9時30分～15時30分(受付15時まで)
 ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談
 平日 10時～16時
 石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談
 平日 9時～15時45分(金曜は14時45分まで)
 教育支援センター ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口
 各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。
 平日 9時～17時
 花川南・花川・樽川地区 ☎73・2221
 上記以外の石狩地区 ☎75・6100
 厚田区 ☎78・1030
 浜益区 ☎79・5111

その他の相談窓口

行政相談
 平日 8時30分～17時15分
 北海道管区行政評価局 ☎0570・090・110

年金相談 ※窓口相談のみ
 平日 8時30分～17時15分
 毎月第2土曜 9時30分～16時
 街角の年金相談センター麻生 ☎0570・05・4890(予約専用)

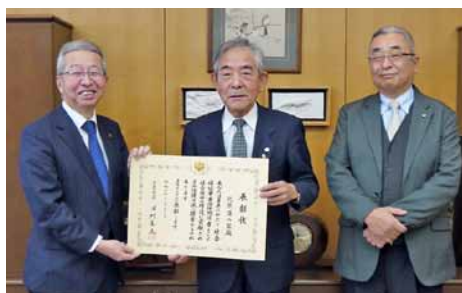
ひきこもりや不登校などに関する相談
 平日 10時～19時
 ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

労働相談所 ※要申込
 平日 10時～16時
 連合北海道石狩地区連合
 いしかり労働相談センター ☎60・4704

当社HPでご案内します
問合せ 合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所渡邊さん ☎77・5907
問合せ 丸紅(株)国内電力プロジェクト部
 ☎ML-ISK-jimukyoku@maru-beni.co.jp

厚生労働大臣表彰を受けられました

(社福)石狩市社会福祉協議会会長の北原益二郎氏が社会福祉功労者厚生労働大臣表彰(社会福祉事業従事者等)を、石狩市連合遺族会副会長・浜益遺族会会長の須藤勝雄氏が援護事業功労者厚生労働大臣表彰をそれぞれ受けられました。



▲北原氏(中央)は、21年5カ月にわたり、石狩市社会福祉協議会の役員を歴任し、地域福祉推進の中心的人物として活動された功績が認められました。



▲須藤氏(右)は、32年5カ月にわたり、戦傷病者・戦没者遺族・未帰還留守家族などの援護に携わり、その功績が認められました。

圏福祉総務課 ☎72・3152

ひとり親のご家庭へ大切なお知らせ 申問子ども家庭課 ☎72・3128

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか？

新型コロナウイルスの影響により、収入が減少した方や就職できなかった方などへ、申請により「基本給付」に該当する場合は「1世帯10万円+児童数から1人を除いた人数に6万円を乗じた額」を、「追加給付」に該当する場合は「1世帯5万円」を支給しています。右記に該当する場合は支給を受けられる場合がありますので、未申請の方は早めに手続きをしてください。

- 対象**
- ・「R2/6月分児童扶養手当を受給されている方」で新型コロナウイルスの影響によりR2/2月以降の収入が減少した方や就職できなかった方
 - ・「公的年金などを受給されている方」でH30年分の収入額が基準未満の方
 - ・「児童扶養手当を受給されていない方など」で1年間の収入見込額が新型コロナウイルスの影響により基準未満となる方

申込期限 3/1(月)



▲詳細はこちら

児童扶養手当の見直し(障害基礎年金等調整制度)

現在、「児童扶養手当額」から「障害基礎年金等の額」を減額した額が、児童扶養手当として支給されていますが、見直し後は「児童扶養手当額」から「障害基礎年金等の子の加算部分の額」を減額した額が、児童扶養手当として支給されます。

制度改正に伴い必要となる手続き

- ・児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、原則、申請不要です
- ・上記の方以外は、申請が必要です
※6/30までに申請されない場合は、支給開始月が遅れる場合あり

支給開始月(見直し時期)

R3/3月分(5月支払)～



▲詳細はこちら

所得税・住民税の申告日程

問 税務課 ☎72・3119

令和2年分の収入に関する申告を受け付けます。対象者・必要書類など、詳細は本紙1月号を、ご確認ください。

市主催の申告受付

受付できる収入

給与・年金収入、一時所得のみ

受付できない収入(税務署で申告してください)

- ①源泉徴収票のない給与収入
- ②営業や請負などの事業収入
- ③不動産収入
- ④報酬
- ⑤土地、株などの譲渡所得
- ⑥初年度の住宅借入金等特別控除を受ける方 など

税務署での確定申告

申告相談のため入場する際には「入場整理券」が必要です。税務署1階ロビー内で当日配布するほか、国税庁のLINE公式アカウントから事前に入手できます。詳細は、国税庁HP「令和2年度 確定申告特集(確定申告会場にお越しになる方へ)」をご確認ください。

☑ 16(火)～3/15(月) 9時～16時

※平日のみ。21・28に限り、日曜も受け付け

📍 札幌北税務署(札幌市北区北31西7・3・1)

☎011・707・5111

※期間中は駐車場が大変混雑するため、公共交通機関をご利用ください

受付期間	場所	受付時間	番号札配布開始時間
1(月)	親船会館 (親船町60・7)	午前の部 9時45分～11時	9時15分
		午後の部 13時～16時	11時
2(火)	八幡コミセン (八幡2・332)	午前の部 9時45分～11時	9時15分
		午後の部 13時～16時	11時
3(水)～5(金)	花川南コミセン (花川南6・5)	午前の部 9時20分～11時	9時
		午後の部 13時～16時	11時
8(月)～3/15(月) ※平日のみ	市役所1階ロビー (花川北6・1)	午前の部 9時～11時	8時30分
		午後の部 13時～16時	11時

※1(月)～5(金)は、市役所1階ロビーでの受け付けはできません。また、出張受付では令和2年分のみ申告となります

※16(火)～3/15(月)の平日は、厚田・浜益支所でも申告を受け付けます

※マスクの着用をお願いします。また、体調がすぐれない・感染が疑われる場合は日を改めてお越しください